

藤本なおや 委員長

それでは、これから民主党杉並区議団の質疑に入ります。
増田委員、質問項目をお願いいたします。

増田裕一 委員

一般会計歳入全般について、それに関連して何点か。

藤本なおや 委員長

皆様方にもう一度申し上げます。本日の審査区分は一般会計歳入と歳出の9款から11款でありますので、よろしく願いをいたします。

増田裕一 委員

それでは、質問に移らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。細かい点も何点がございますが、ご容赦のほど何とぞよろしく申し上げます。

さて、道路特定財源につきまして、国の予算関連法案が年度内に成立しなかった場合、本区における影響額はいかほどでしょうか。先日、代表質問でもございましたが、改めましてご答弁のほど、よろしく申し上げます。

財政課長

道路特定財源の影響額でございますが、本則になったという場合の20年度の当初予算額をベースに積算いたしますと、約8億5,000万のマイナスということになります。

増田裕一 委員

では、この予算関連法案が年度内に成立しなかった場合、直ちに予算の執行に影響があるのか。あるとすれば、その影響は何か。

財政課長

影響は当然出てまいりますけれども、直ちに影響があるかどうかについては、現段階では何も申し上げられませんが、影響は出てまいります。

増田裕一 委員

ありがとうございました。本件につきましては、国会でもさまざま議論がなされております。念のため、確認させていただきました。

では、続きまして、特別区たばこ税につきまして、平成16年度から平成18年度までの決算額と平成19年度の補正予算額、それと平成20年度の当初予算額、一連の経年のデータをお示しください。

課税課長

たばこ税の16年度の決算額は28億9,800万円余、17年度は27億8,400万円余、18年度は28億3,500万円余でございます。
補正予算については、特にたばこ税についてはしてございません。

増田裕一 委員

では、特別区たばこ税につきまして、平成19年度補正予算額と平成20年度の当初予算額、これらを比較しますと1億7,000万円ほどの減収を見込んでおります。これにつきまして、こういった根拠で見積もられたのでしょうか。

課税課長

19年度と20年度の比較で1億7,000万円の減ということになってございますが、昨今禁煙が進んでおりまして、ここのところ、11年度をピークにして、年々消費本数が減少の傾向にございます。その関係で減収ということでございます。

増田裕一 委員

先ほど経年データのほうもお示しいただきましたけれども、1年でそんなにも変わるものなのでしょうか。

課税課長

先ほどの決算数値で、例えば17年度よりも18年度のほうが決算額は多くなっているんですけども、そのときには税率の引き上げが行われておりまして、消費本数は減っているけれども、税率が上がった関係で収入額が増える、そういうような関係があるわけで、消費本数については、11年度を境にして減少の傾向にあるということでございます。

増田裕一 委員

では、19年度から20年度にかけましてこれほど減ってしまう、減収になってしまう、その要素というのは何なのでしょうか。

課税課長

これまでの本数の減少の傾向を見まして見積もってございます。19年度については、特に税率の引き上げがございませんので、18年度と同じ税率で計算した場合、このような形になるものでございます。

増田裕一 委員

先日、ニュースでもあったんですけども、鹿児島県と宮崎県でしたか、未成年者のたばこ購入を防止するために、東京でしたら今年の8月ですか、導入されます成人認識カード、通称taspoが導入されたというようなお話を伺っております。こうした成人認識カードがたばこ税の税収に対する影響というのはありかなしかな。

課税課長

成人識別ICカードtaspolは、東京の場合は7月までには入るということ聞いてございます。これはあくまでも未成年者にたばこを買わせないという制度でございまして、それが具体的に消費本数にどういうふうに影響するかということはちょっと想定してございません。

増田裕一 委員

未成年者が買うこともないということが前提ではありますが、成年者にいたしましても、買いづらく、買いにくくなってしまいます。ある程度障壁があるということでもございますので、そういった変数も含めて、今後も杉並区の中でいろいろと考えていただければと思います。

では、特別区たばこ税に関連しまして、参考までにお尋ねしたいと思うんですが、例えば杉並健康目的税というような形で、区独自でたばこに課税するということは可能なのでしょうか。

課税課長

たばこの場合は一定税率ということで税が課せられておりますので、独自にたばこに対して税をかけるというのは難しいものと考えてございます。

増田裕一 委員

ありがとうございました。参考までにお尋ねさせていただきました。

では、続きましてですが、税の徴収に関連しまして、私、ある区民の方から次のようなご相談をいただきました。

その区民の方は、私有地の一部を区道として提供しておりました。しかしながら、非課税申告をしていなかったばかりに、固定資産税の減免措置を50年間受けられませんでした。こういったことは、気づいた時点で非課税申告をしまして、10年分の固定資産税は取り戻せたものの、40年分は取り戻せなかったということでございます。

本件は極めてまれなケースであると思いますが、現状区道として提供されている私有地の固定資産税について、どのような扱いとなっているのか。また、課税主体である東京都とはどのような連携をとっているのか。

土木担当部長

今のケース、委員ご指摘のようにまれなケースだと思います。道路内に私有地があります。敷民といいます。実際は、その持ち主の方が既に道路用地として届けて減免の申請を受けていることが多いし、また、都税事務所のほうでも、道路に使っている私有地を外して課税しているケースがほとんどなので、今みたいなのはまれなケースだというふうに考えてございます。

そういうケースがあれば、また都税事務所と連携して、住民の方にそういう手続きがスムーズにいくようにしていきたいなというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

私もこのお話を伺いまして、大変まれなケースであるというふうにも思いましたし、行政といたしましても、この課税主体が東京都であるということと、また、私有地の一部を提供しているのは区道であるということが非常にエアポケットとなりやすい部分であると思いますので、悲劇と申しましょうか、こうしたことがまた再び起こらないように、十分、都税事務所等と連携していただきたいなと思います。

さて、続きまして、地方特例交付金について伺いたいと思います。

地方特例交付金、平成19年度補正予算額と比較しますと、平成20年度の当初予算、4億円ほどの増収を見込んでおりますが、これはなぜでしょうか。

財政課長

今のお尋ねは19、20の比較でよろしゅうございますね。地方特例交付金につきましては、住宅ローンの控除の分を地方特例交付金で地財措置で措置をするということでございますので、4億2,100万円をこちらのほうに計上しているものでございます。

増田裕一 委員

平成19年度の当初の予算でも、これは11億ほどだったかと思うんですけども、予算を組んでおりましたが、結局8億4,000万円ですか、減額補正が行われてしまいましたので、これは減額されないという認識でよろしいのでしょうか。

財政課長

これは地財計画のほうで全額措置をするということになってございます。ただ、金額につきましては、あくまでも予算の数値でございますので、それは最終的に変動があるかもしれませんが、いずれにしても、全額は措置されるというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

地方特例交付金なんですけれども、平成21年度には廃止されると伺っております。こうした交付金の減収に対する今後の区の対応と見通しはいかがでしょうか。

財政課長

平成21年度に廃止されますのは、地方特例交付金の中で特別交付金と言われているものでございます。これは、それまでは地方特例交付金と言われておりまして、減税に対する減収補てん措置として入ってまいりましたけれども、それが3年間ということで、21年度までの経過措置ということで、21年度までは措置されますけれども、それ以後は入ってこないといいますが、そこで終了ということになるものでございます。

増田裕一 委員

対応のほうは。

財政課長

これは入ってこなければ、それはそれでいたし方ないといいますが、やむを得ないものでございますので、それを前提とした歳出のコスト削減、そういった形で対応していくということでございます。

増田裕一 委員

わかりました。ありがとうございます。

では引き続き、繰入金についてお尋ねしたいと思います。

まず、繰入金につきまして、平成16年度から平成18年度までの決算額と平成19年度の補正予算額、平成20年度の当初予算額、一連の経年データをお示してください。

財政課長

今手持ちのデータで申し上げますと、16年度の決算額が60億、17年度の決算額が22億、18年度の決算額が4億9,500万、19年度、これは補正最終見込みでございますけれども86億、当該年度が140億ということでございます。

増田裕一 委員

経年のデータで見えてまいりますと、今回の平成20年度の当初予算、144億円ということで繰入金を見込んでおりますけれども、改めてこの中身と申しましょか、科目構成をお尋ねします。

財政課長

この繰入金と申しますのは、主なものは基金からの繰り入れでございまして、財政調整基金でありますとか施設整備基金、あるいは減債基金からの繰り入れ、これが主なものでございます。

増田裕一 委員

これらにつきましては、基金から取り崩すということでございますよね。

財政課長

そのとおりでございます。

増田裕一 委員

では、ちょっと方向性を変えまして、繰越金についてお尋ねしたいと思います。

繰越金につきまして、平成16年度から平成18年度までの決算額と平成19年度の補正予算額、平成20年度の当初予算額、一連の経年データをお示してください。

財政課長

16年度の決算額で申しますと59億余、17年度の決算額で53億余、18年度の決算額で71億余、19年度は25億で当初予算を計上してございます。20年度の当初予算も25億でございます。

増田裕一 委員

確かに平成19年度当初予算は25億ということだったんですけれども、最終的には補正8億3,000万円ということでございます。これらの繰越金につきまして、当初予算の見込みというものが、平成20年度にしてもそうですし平成19年度にしてもそうですございますが、少ないというのは、25億というのはなぜでしょうか。

財政課長

これは多いか少ないかということではなくて、これまで、経年的なものを見ますと、25億ということで予算措置をしているものでございます。

増田裕一 委員

では、これまた一連のことなんですけれども、特別区税についてお尋ねいたします。

まず、平成19年度の当初予算と平成19年度の補正予算、それぞれの額をお願いします。

課税課長

当初予算が577億6,100万円余、5号の補正が626億7,900万円余でございます。

増田裕一 委員

お示しいただきましたデータのとおり、当初と補正で50億円の増額補正がなされておりました。これは一例ではございますが、本件に照らして平成20年度の当初予算というものを検討してみますと、堅調であると。堅実に予算をつくるということは大変重要なんですけれども、そういった見込み額であると考えられることはできますが、ご見解をお伺いします。

財政課長

委員ご指摘のとおり、予算というのは堅実に、堅調に見込むものであるというふうに私どもは認識しております。

増田裕一 委員

では、こうした一連の繰越金ですとか繰入金、先ほど繰入金の部分では144億ということで、経年で見ても、かなり大型であるなというような実感を覚えるんですが、先ほど申し上げましたような特別区税の堅実な見込み額とあわせて、なぜこのような編成を行っているのか。区民にとりましてはそういった、変わってしまうというのがわかりにくいのではないのでしょうか、お尋ねします。

財政課長

予算の編成といいますのは、毎年毎年その置かれたいろいろな社会経済状況、区民ニーズによりまして変わってまいります。ですから、過去がそうであったからといって、当該年度、来年度もそうだとすることは一概には言い切れないもので、そういった中で、財政全体のバランスを考えながら、適切な歳入構成というものに心がけて編成しているものでございます。

増田裕一 委員

先ほど申し上げました特別区税の増額補正、19年度におきましては50億であったということでございますが、こうした保留された財源というのは、ちなみに平成20年度はどの程度であると想定していらっしゃるのでしょうか。

財政課長

財源保留は8億余でございます。

増田裕一 委員

財源保留とも違うんですけれども、要するに余裕がある分の財源というのでしょうか、保留財源というらしいですけれども、これはもうこのままであると、想定できないということでしょうか。

財政課長

ちょっと委員のお尋ねの意味が、申しわけございません、よくわかりかねますけれども、財源保留として財政計画上措置しておりますのは8億でございます。

増田裕一 委員

ちょっとあれですので、話を転じたいと思います。

では、使用料につきましてお尋ねしたいと思います。

使用料に関連して、本定例会におきまして、文教委員会に体育施設利用料金についての陳情書が提出されております。本陳情書におきまして、他区と比較してその料金が低廉であるという旨の指摘がなされております。この指摘につきまして、区としての見解はいかがでしょうか。

社会教育スポーツ課長

この料金は平成10年以前に設定されたものでございますけれども、私どもといたしましては、広く多くの区民の方にご利用いただけるということで、今現在、この料金でやらせて

いただいているところでございます。

増田裕一 委員

詳細につきましては、後ほどに譲りますけれども、

もう1点、体育施設利用料金につきまして、近隣の自治体にはない個人料金と団体料金というものが設定されておりますが、その理由は何でしょうか。

社会教育スポーツ課長

私どもでは、広く区外の方もご利用いただけないかということでやってきたところでございますけれども、先日の教育委員会でご報告したところでございますけれども、区内の方に優先的に活用していただくという方向に方向を転じたところでございます。

増田裕一 委員

わかりました。

では続きまして、東京23区内におきまして、区民1人当たりが納めます特別区民税の額というのを私、試算してまいりました。

平成17年度の決算額のベースで計算いたしますと、本区は約9万9,000円ということで、第9位ということでありまして。参考までに区民税額のトップスリーというものを申し上げますと、第1位が港区で約29万円、第2位が千代田区で26万7,000円、第3位が渋谷区で20万5,000円となっております。一方、最下位ということだと、足立区で約4万8,000円、その次、22位が葛飾区で約5万1,000円、21位が荒川区で同様に約5万1,000円ということになっております。

こうした結果というのは、特別区財調交付金の交付状況とリンクしているようにも思います。今後、区が自主財源を拡充していくためには、こうした1人当たりの特別区民税をいかに高めていくかということが必要であると考えますが、区としての見解と今後の見通しを伺います。

財政課長

ちょっとお尋ねの意味が、財調交付金との関連ということになりますとなかなか難しいわけでございますけれども、いずれにしても、今委員がお話しされたような傾向が、財調交付金との関係であるのかなのかということでございます。

それはそれとして、いずれにしても財調制度は今転換期にありまして、都区間での協議が進められておりますので、それはそれとして、区側はきちっと主張していく。一方で区としても、自らできるところは努力をして、自主財源の確保、強化に努めていくという姿勢で臨んでまいります。

増田裕一 委員

こうした自主財源という関連ですと、例えば法定外税ですとか区のホームページや広報などによる広告収入など、区は自主財源の拡充というものに努める必要がございますが、今現在の取り組み状況はいかがでしょうか。

財政課長

さまざまに工夫して取り組んでいるところでございます。

増田裕一 委員

では最後に、過去数年間を比較して、歳入構成というものが目まぐるしく変化しているというふうに思います。小泉元首相によります三位一体改革ですとか、そういった一連の流れ

の中で歳入構成が目まぐるしく変化しておりますが、今後の財政運営というものを改革の一連の中でどのように行っていくのか、その決意と申しましょうか、所信をお尋ねします。最後の質問いたします。

財政課長

三位一体改革で申し上げますと、当区につきましては、自主財源といいますか、税源移譲が行われるどころかマイナスということで、非常に大きな影響を受けました。区といたしましては、引き続き財政の健全化に努めていく、そして起債残高のゼロを目指して、より一層財政の健全化を加速していきたいというふうに考えてございます。